

霧島市条例第 24 号

令和 4 年 7 月 1 日

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表初診時選定療養費の項金額の欄中「5,000円」を「7,000円」に、再診時選定療養費の項金額の欄中「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。